

国際通貨金融システムにおける通貨法の後退とその未来

曾野和明
そのの かず あき

北海道大学・帝塚山大学名誉教授

- 1 はじめに：変動相場制移行後の通貨法の混乱
- 2 通貨の使用に関する公権的規律の衰退
- 3 名目主義における通貨法的意味の消滅
- 4 法貨および「支払」概念の役割の後退
- 5 通貨発行国が与える通貨の定義の普遍性
- 6 ユーロの発足と *lex monetae* の執行
- 7 通貨の変更と契約の継続性
- 8 他国通貨の自国通貨としての利用
- 9 通貨法問題と区別すべき管轄権論議の進展
- 10 むすび：将来への展望

1 はじめに：変動相場制移行後の通貨法の混乱

経済活動のグローバル化の中で、各国の通貨を取り巻く国際環境は劇的に変化した。ブレトンウッズ体制の崩壊後に始まった現在の変動為替相場制の下で、通貨は各通貨相互の相対的価値でのみ把握されるようになってきた。しかも、資本移動の自由に支えられた投機的な外為取引の進展が、通貨に金銭的価値の安定した尺度としての役割を十分期待できなくしてしまった今日では、各国がそれぞれの通貨を持ち続けることの意味すら問われかねない状況が出現している。したがって、変動相場制移行当初は、外国金銭債権をめぐる訴訟においても、裁判所がこれまで確立してきたと思われるルールを無視あるいは変更して、システムの変化に配慮した対応を示さざるをえない場合が続出した。

たとえば、ポンドの下落傾向が著しかった状況下で、英国高等法院は、純粹の国内的な金銭消費貸借の中で、計算単位をスイス・フランとし、弁済期に現

実に支払うべきポンドの額をスイス・フランとの為替レートの変動にリンクさせていた価値維持条項を有効と判示し⁽¹⁾、国際通貨制度の変化の現状を考慮に入れざるをえなかったことを正面から述べて、自国通貨ポンドの権威を守るためこのような価値維持条項を禁止してきた伝統を捨てた。

また、英国の有名な Miliangos 判決⁽²⁾では、英国法廷においては自国通貨である英ポンド建てでしか判決を下せず、外貨債権については不履行日におけるレートでポンドに換算して請求すべしとされてきた先例が変更され、スイス・フランで定められていた売買代金の同フランでの支払請求がそのまま認められた。この事件も、変動相場制のもとでのポンドの国際的価値の凋落現象の継続と関係しており、不履行の時点でポンドに換算して請求しても、それ以後、現実の支払の時までにスイス・フランの価値がさらに上がるという状況下での判決であった。そして、多数意見を書いた Wilberforce 卿は、通貨の交換率が安定し交換性が保たれておれば、現実に給付を受ける通貨が何であるかはさほど大きな問題ではないが、本判決は、世界の主要通貨の価値が相互に相当程度安定していたこれまでの状況から、日々価値が変動することが常態となってしまった世界への対応であるとした⁽³⁾⁽⁴⁾。

2003年のハーグ国際法アカデミーでは、「国際私法における外国金銭債務」というテーマで、国際的契約にかかわる判決で基準とすべき通貨の問題を取り上げたが、そこでも、1970年代に入ってから国際通貨システムの混乱の中で出た画期的な Miliangos 判決を出発点として、安定した価値基準となる通貨が存在しなくなった今日の世界において、伝統的な準拠法的解決を含む私法的論理に基づいた各国での処理がもたらしている混迷が詳細に描かれている⁽⁵⁾。

本稿は、このように変化した世界の状況のもとで、その背景にある通貨の使用に関する公的規律がシステム論的にみて今日どのような姿となっているのかを確認し、将来への展望をも試みる。なお、ヨーロッパにおける共通通貨ユーロ (Euro) の導入は、通貨に関する問題の法的処理方法への一般の関心を高めたのみならず、通貨主権に基づく公的規律としての通貨法というものの意義と機能について再確認を促す契機を作った。したがって、本稿では考察の目を頻繁にユーロへも向ける。

2 通貨の使用に関する公権的規律の衰退

民間の経済活動の決済に必要な通貨の発行を国家が独占し、国家経済を弾力的に運営するために設ける通貨の利用に関する公権的規制は、かつては通貨主権の行使の重要な側面であった。国家経済の運営にあたっては、国家は、通貨を発行してそれに強制通用力をもたせ、国内での経済生活における金銭債務の決済には当該通貨によるべきことを定め、経済政策の影響により通貨の購買力に変動が起こっても、国民に大局的見地からそれを受容することを求めて、金銭債務に示された名目的金額をその時点における法貨で弁済することにより債務が消滅したとすることができた⁽⁶⁾。たとえばインフレ政策がとられているときに、債権者が自己の有する債権の資産価値を守るために、支払われるべき金銭債務の額はインフレ率で調整されるべきものとする契約条項を使うようになれば、国家の経済金融政策は機能しえない。

したがって、国家は、債権者が、自己の有する金銭債権の実質的価値を維持させる契約条項を挿入したり、あるいは強い外国通貨を計算単位とすることを禁ずることもできるし、国内取引における外貨の使用を禁ずることもできる。たとえば、1930年代前後に、国際取引や債券の国際的発行において、当事者が通貨価値の変動の影響を避けるために、支払期や償還期においては、表示されていた通貨の額で当初購入できた金と同量の金を買える金額を支払うとの約束がよく行なわれ、金約款とよばれた。しかし、このような金約款の利用を許すと、各国の通貨政策は骨抜きとなり、通貨主権は揺さぶられるので、公序則違反を理由に無効とする国がみられた⁽⁷⁾。米国においても1933年6月5日の上院・下院合同決議で、金貨の保持を禁止するとともに金約款を無効とする宣言が行われ⁽⁸⁾、それは、米ドルで表示されたすべての金銭債務に適用ある形で示されていたので、それを尊重する国も多かった⁽⁹⁾。

さらに、国家は、国際的取引における外貨表示の債権の履行が自国内で請求されるときは、債務者は支払いの日の交換レートにより自国通貨によって決済できると規定して、強制通用力を有する自国通貨の権威を維持したり⁽¹⁰⁾、Mil-lingos 判決以前の英国でそうであったように、金銭債権がいずれの国の通貨建

てであるかにかかわらず、訴訟では自国通貨建てでのみ判決を与えるとするこ
ともできた。そして、自国通貨制度の維持に関わるこのような各国の公権的規
律は、国家の経済運営の基幹に関わる主権国家の専権事項の内容として、「通貨
法」(*lex monetae*)と認識されていた⁽¹¹⁾。この規律が領域主権に基づくもので
ある以上、その拘束力の及ぶ範囲はもちろん属地的であった。しかし、その領
域内では、対象となる取引の準拠法や契約の締結地の如何に関わらず覆いかぶ
さった⁽¹²⁾。

ところが、1970年代の初めにブレトンウッズ体制が崩壊して事実上の変動為
替相場制に移り、グローバル化する経済活動の中で国際的資本移動(為替)の
自由が定着して、契約における支払い単位としてどの通貨を利用するかの決定
が当事者の自由に委ねられる世界が出現した。そして、このような現実が先行
する中で、主要通貨国での通貨法的規制は急速に萎み、国内における自国通貨
原則は衰え、その結果、もはや価値維持条項の禁止や名目主義の貫徹等を公法
的規律として維持する意味のない世界へと変化した⁽¹³⁾。通貨の利用について
は、当事者間の合意のみが支配する *lex contractus* の世界へと変貌したのであ
る。後述するように、今日も重要なものとして生き続け、国際社会において普
遍的に尊重されているのは、通貨発行国が示す自国通貨の定義に関する規律の
みといっても過言でない状況となっている。

3 名目主義における通貨法的意味の消滅

まず、このような世界の変化を、金銭債務の履行における名目主義について
眺めれば、それを国家経済運営に必要な公権的規律として維持する意味はなくな
った。しかし、その結果、契約上の金銭債務の履行にあたっては、表示され
た通貨の価値が変動していても、そこに示された金額を名目的に支払えばそれ
でよいのかという *lex contractus* 次元の問題が顕在化してくる。もちろん、こ
れまででも、ある通貨発行国が公法的規制の内容として名目主義を貫徹させよ
うとしていても、その拘束力は領域内に限定されていたから、当該国の通貨で
表示された金銭債務の支払いが第三国で問題となった場合には、表示された金
額の支払のみで免責されるかどうかは、契約準拠法によって処理される問題で

あった。ところが、今日では通貨法的な公権的規律としての名目主義が通貨発行国においても影を潜めた結果、名目主義の問題を契約準拠法に委ねることは一般化した。そして、いわゆる名目主義は、今日では、別段の事情のない限りは、金銭債務として表示された金額で処理しようとの当事者間の暗黙の合意「推定」の問題となっているのである。

もっとも、かつての通貨法上の名目主義は、金銭債務につき表示された金額での処理を命じたが、それは通貨価値に変動があっても契約自体はそのまま存続することを前提とした上でのことであった。したがって、たとえば予測できなかった大インフレとなったときに、最初の契約がそのまま有効なものとして存続し続けるかどうかは、フラストレーションや事情変更の原則等の視点から、契約法が別途判断しうる問題であった。しかしながら、このような契約法理の発動が、通貨の処遇に関する国家の政策に影響を与えるようなときは、慎重になされるべきだというのが一般であり、かつて、第一次大戦後のドイツ・マルクの大暴落に伴い、私法上の「事情変更の原則」による債務額の調整が華々しく論じられたときも、この分野の草分けである勝本正晃教授は、貨幣価値の変動と同原則の適用態様の分析において、たとえば当時ドイツの超インフレ下で制定された特別法、すなわちマルク表示債務の増額評価法等が特に認めたような場合を除いては、この契約法上の原則の適用をみだりに拡張すべきでないとして明確に述べられていた⁽¹⁴⁾。しかし、これは通貨法としての名目主義を維持する意味のある通貨法的基盤が存在していた頃の話である⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾。

4 法貨および「支払」概念の役割の後退

何を一国の法貨 (legal tender) とするかの決定権は、通貨主権の内容の一つを構成し、それに関わるルールは公法である。金銭債務の履行において、一国の法定通貨である法貨が提供されれば相手方はそれを弁済として受領しなければならない。しかしながら、金銭債務の履行として当事者がそれ以外の方法によることが排斥されるわけではない⁽¹⁷⁾。今日では、取引において法貨としての銀行券や貨幣が支払に使われることは稀であり、電子的資金移動による銀行口座上の操作で債権債務の決済が行なわれている。さらに、国によっては税金支

払のような場合に、現金の使用が認められないことすらある。また、ヨーロッパでは、ユーロへの移行期にユーロ紙幣が発行されないままユーロでの決済が行なわれた時期もあった。通貨は、観念的計算単位としてのみならず支払単位として健在ではあるが、これまで本則とされてきた現金による弁済がビジネスの世界ではきわめて例外的なものとなり、銀行勘定を通じての決済こそが原則というように、これまで法貨と結びついていた「支払」の概念も大きく変化している。伝統的な通貨法は、法貨の授受による弁済が金銭債務を消滅させるということを前提に構築され、国内での外貨による取引の禁止、名目主義の貫徹というように、国家経済の運営に向けた通貨主権に基づく公的規制を張り巡らしてきた。しかし、今や通貨の存在は観念化 (dematerialize) され、かつて通貨に付随して存在していた法貨や法定弁済といった概念も、舞台の中央から姿を消そうとしている⁽¹⁸⁾。そして、グローバルな決済システムの発達は、かつて通貨主権が前提としていた資金の流れの把握とコントロールすら困難にしているのである。

なお、1997年に全面改正された日本銀行法の1条は、旧日銀法と同じく、「通貨および金融の調節」を目的に掲げるが、その2項に「銀行その他の金融機関の間で行なわれる資金決済の円滑の確保を図る」という項目を加えた。すなわち、これは、中央銀行での最終決済と結びついた銀行勘定上での決済の円滑の確保という目的の追加であり、日本銀行自体が、法貨自体によるよりも、むしろ「通貨単位」による決済に重点をすでにシフトさせていることをも示す。また、日本の「通貨の単位及び貨幣の発行に関する法律」の2条は、「通貨」とは貨幣及び日本銀行券を指すと定義している (ただし、貨幣 (コイン) はその額の20倍までを限り法貨として通用 (7条))、すくなくとも法律の上では貨幣 (コイン) と日本銀行券だけが「通貨」ということになり、我々が一般に通貨について語るときは、すでに通貨を観念化して扱っていることになる。そして、日銀が行なう金融の調節は、決済に使われる観念化された通貨単位の総量規制に関係し、日銀ネットを通じての日銀勘定上でのこの通貨単位を利用した銀行間の決済は、現金による決済と同じ最終的な効果をもつということになる。

ところで、これまでは、「支払」に代えて銀行振込により決済をする場合には

相手方の同意が前提となるというのが私法上の了解であった。しかし、ペイメント・システムの信頼性がさらに補強されるに従い、ことに国際取引では相手方の同意をもはや要件としない方向への流れが強まる可能性もあろう。また、経済学においては、今日の世界経済への国際流動性の供給を測る尺度は何かを考えめぐね、流動性という概念自体が不安定なものになってきているが、観念化された通貨の流通性が拡大したことは、マネー概念自体にも大きな変化を迫っている⁽¹⁹⁾。

5 通貨発行国が与える通貨の定義の普遍性

ところで、国際取引から発生する金銭債務は、通常いずれかの国の通貨を支払単位として表示されるが、一定の通貨により支払う債務は、その通貨の発行国で法貨とされるもので支払うとの約束と考えられるから、そこで表示された通貨の意味内容は、通貨発行国による公権的定義によって確定される⁽²⁰⁾。当該通貨発行国が読み替え方法を定めて通貨を変更したときも同様であり、この通貨主権に基づく決定の内容が狭義の通貨法 (*lex monetae*) である⁽²¹⁾。ヨーロッパの通貨統合の際も、それに参加する各メンバー国では国内法的措置とともに切り替え宣言がなされ⁽²²⁾、独マルクや仏フラン等からの切り替え率を含む定義的事項を中心とした EC Council Regulations (EC 規則) 1103/97, 974/98 および 2866/98 が公布されて⁽²³⁾、通貨統合が達成された。

しかしながら、当事者は、通貨変更の可能性に備えて予め契約でそれへの対応を合意しておくかもしれない。たとえば、ユーロへの切り替えにより独マルクや仏フランがなくなることが予見できたときに、ユーロの先行きに不安をもつ債権者が、ユーロ導入の際にはその直前の時点での旧通貨との交換レートによりスイス・フランに切り換え、それを支払い単位とする旨を予め合意しておいたような場合がそれである。もっとも、そのようないわゆる opt-out 的な合意に対しては、域内ではその効力を認めないものとしておく選択もありえた。しかし、ユーロへの切り替えの際には EC 規則自体がその可能性を認めていた。

しかしながら、*lex monetae* の世界から当事者が脱出しようとするそのような状況がないかぎり、通貨発行国による自国通貨の定義およびその変更は、通貨

発行国の国境を超えて当該通貨のすべての利用者に効力を及ぼす。この属地的でない点が、自国通貨の使用に関して領域主権に基づき課せられる公法的規制と異なる点である。それは、どの国も無視できない法であって、国際私法で準拠法選択の対象として扱われる法の一つではない⁽²⁴⁾。

ところで、ある通貨が発行されていてその通貨が利用された場合、その内容はその通貨を発行した国あるいは機関の与えた定義によるとの論理は当然のように思える。また、それが特定の通貨を利用した当事者の了解でもあろう。しかし、通貨発行国が与える定義に広汎な拘束力があることの法的根拠を示すことは中々難しい⁽²⁵⁾。しかしながら、ユーロへの切り替え当時の経験から判断するかぎり、すくなくとも秩序の維持へ向けた「国際礼讓」の発動が、尊重の基礎にあったと思われる。国家管轄権行使における相当性の原則 (rule of reasonableness) という抑制原理のもとで、ユーロ導入後の混乱回避のために、EUの定めたユーロの定義を国際礼讓により尊重するというのが国際社会の暗黙の共同行動であったと思われる。ユーロ発足の準備が進みつつあった頃になされた日本での調査でも、そのような問題が起これば、日本の裁判所はECが示す *lex monetae* を国際礼讓に基づき適用する可能性が高いとの日本側の認識が示されていた⁽²⁶⁾。

なお、上述のように、ユーロへの切り替えの際のルールから当事者が opt-out することは EC 規則自体が認めていたのであるが、その際の当事者間の合意はもちろん *lex contractus* の世界で発生するものである。しかし、そのような別段の合意の存在が立証されないかぎり、切り替えへ向けての *lex monetae* が適用されることになる。対象となる取引が域内で問題となるか域外においてであるかにかかわらず、当事者間の別段の合意がないかぎりそこで適用される法は通貨発行国あるいは機関が公的に定める *lex monetae* なのであって、その普遍的適用は、上述のように国際法上の国際礼讓の発動の結果である。すなわち、そこには国際私法上の準拠法選択を別途論ずる余地はない。

6 ユーロの発足と *lex monetae* の執行

ユーロ誕生の背景には、特に 1978 年の国際通貨基金 (IMF) 協定第 2 次改正

による変動相場制への公式移行以後、すくなくともヨーロッパ諸国の通貨相互間では為替レートの乱高下を防ぎつつ域内の経済発展に専念したいとの願いから欧州通貨制度 (EMS) を発足させ、ユーロの前身となったヨーロッパ通貨単位 ECU (European Currency Unit) を中心として行動してきたという歴史がある⁽²⁷⁾。そして、1995年12月にマドリッドで開催された EC 首脳会議において、一定の経済的要件 (一定の基準以下のインフレ率、財政赤字率、公定歩合率等) を充たすメンバー国の通貨は、1999年1月1日に単独共通通貨ユーロに自動的に移行することが確認され、当初この要件を充たした 11 カ国は、同日それぞれの通貨を共通通貨に切り替えた。すなわち、それまでの本国通貨とユーロとの交換レートを、1998年末の ECU 換算による為替市場レートで撤回不能の絶対的なものとして固定 (irrevocably fixed) して、本国通貨をそれにしたがってユーロに切り替え、共通通貨を発足させたのである。また、同時に、ヨーロッパ連合のメンバー国間の公的決済単位として使われ、また中央銀行の準備資産としての地位を獲得していた公的 ECU は、すべて 1 対 1 で通貨としてのユーロに置き換えられた。残るメンバー国も、例外を認められている英国とデンマークを除き、要件を充足次第、自動的に単独共通通貨圏に移行する。そして、すでに進みつつある EU 金融サービス行動計画 (FSAP)⁽²⁸⁾ のもとの規制の一本化は、為替リスクから解放されたヨーロッパ全体にまたがる大資本市場を発展させる契機となるが、それにより国際通貨としてのユーロの地位は強化されよう。

ところで、旧通貨とユーロとの交換のための態勢が整うまでの約3年間は、ユーロ紙幣と硬貨は発行されないまま、旧通貨建て銀行預金などが帳簿上でのユーロへの読み替えにより処理され、置き換えられる各国の旧通貨もその間それぞれの国内ではユーロの "sub-division" として従来同様に流通するという時期も経験した。そして、このユーロへの移行にあたって中心的役割を果たしたのは、EC 規則 974/98 および 2866/98 に示された、独マルクや仏フラン等からユーロへの切り替えに関する定義的事項を中心とした狭義の通貨法 (*lex monetae*) であった。ユーロの処遇に関するその余の問題は、他の通貨により表示された金銭債務の場合と全く同様に、当事者間での *lex contractus* の世界に委ねられた。

7 通貨の変更と契約の継続性

ところで、ユーロが導入されても、これまでの契約の継続性 (continuity of contract) が維持されて混乱が起らないということは、域内にとどまらず域外でも重要な問題である。契約上の金銭債務が、共通通貨連合に加わる国の旧通貨で表示されている場合には、*lex monetae* の規定に従って、その読み替えは自動的に起こる。しかしながら、契約で使用されていた通貨単位に公的変更があった場合に、はたして契約はフラストレートせずにつねに継続するののかという問題は、本稿3で眺めたように、本来 *lex contractus* の問題である。そこで、EC 規則 1103/97 は、その前文において、当事者が別段の合意をしていない限り、ユーロの導入は契約の継続性に影響を与えるものではないことを特に宣言し、契約中で ECU が計算単位として使われていたときには、それを公的 ECU への言及であると推定するとした⁽²⁹⁾。そして、さらに、*lex monetae* の尊重は普遍的に認められた原則であるとし、そこには通貨の変更を達成するために必要な立法も含まれると述べて、契約の継続性を明確に宣言しておくことは、域外においても契約の継続性が認められることに繋がると述べたのである。

しかしながら、EC 規則自体も、当事者が別段の合意をしているときはそれに従わせるという態度をとっていたから、契約の継続性担保の問題が、はたして *lex monetae* だけの問題であると言い切れるかは微妙であった。しかも、契約中で ECU のような計算単位が利用されている場合、ECU 自体は厳密には通貨ではなかったから、そのようなケースを *lex monetae* の中で扱うことには無理もあった。さらに、当時の EU 理事会は 1992 年のマーストリヒト条約 (欧州連合条約) により通貨に関する立法権限を与えられていたが、契約法分野での立法権限はまだ有していなかったため、通貨の変更にもなう契約の継続性の問題が *lex contractus* での問題であるとすれば、継続性に言及する規則の部分の有効性自体が問題となりえた。しかも、たとえばニューヨークなどの域外の金融センターが特に関心を持っていたのは、マルクとかフラン建ての契約ではなくて ECU 表示の債券の処理方法であった。

そこで、米国のニューヨーク、イリノイ、カリフォルニア等の商業州は、ユー

口誕生へ向けての流れを眺めながら、ユーロへの切り替えによって混乱が起こらないようにとの配慮から、契約の継続性確保に向けて、EC規則が宣言したのと実質的に同様の内容を自州の法として制定した⁽³⁰⁾。しかしながら、これらの法律は、すでに締結されている契約に対しての一方的適用を事後的にねらうものであるから、公法的規律の色彩も帯びる奇妙なものである。また、通貨発行主体ではないこれらの州が、通貨の定義にかかわる事項に口吻を入れることを認めることは、他の州あるいは国が全く異なった内容の法律を制定できる可能性をも認めることとなり、混乱の発生が予測できる。

そこで、国際法協会 (ILA) は 1998 年に、その国際通貨法委員会 (MOCOMILA) の勧告に従い、「ヨーロッパ連合の通貨立法に関する決議」を採択し、「通貨の発行国、または共通通貨を採用する諸国は、通貨を定義し、その通貨の定義を変更し、新しい通貨単位と旧通貨単位の交換レートを定義する排他的権限を有している」旨を述べた上で、「国によっては、ある国あるいは一定の国家グループが導入した新通貨単位を認めるための立法が必要であると感じることがありうるとしても、そのような立法の内容は、*lex monetae* による排他的な規律権限が通貨の発行国あるいは国家グループにあるという一般原則を結果的に確認しているに過ぎないものと認識する」との婉曲的な表現で、米国の他の州あるいは他の国々が次々と新しい立法を行なって混乱が広まるのを牽制した⁽³¹⁾。もっとも、上述のように、米国のこれらの州の真のねらいは契約の継続性確保にあったのであるから、*lex monetae* の問題に引き戻して論じたこの決議には無理な面もあった。しかし、いずれにしても実際には、その後このような立法をする州や国は出なかった。

共通通貨ユーロに至る道のりは長かったが、多くの関係者を巻き込んだ精緻な準備作業の積み上げは⁽³²⁾、ヨーロッパの面目躍如であり、広く関係者に周知されていた切り替えは迅速に整然と行なわれ、ユーロへの移行に関連した訴訟は知るかぎり一件も起こらなかった。そして、通貨の定義やその変更およびそれを達成するのに必要な立法は、通貨法 (*lex monetae*) として普遍的に尊重されるというヨーロッパ連合が示した了解は、広く国際的に受け入れられたと思われる。

8 他国通貨の自国通貨としての利用

なお、ユーロの導入と関連して発生したもう一つの問題は、ユーロを自国通貨として利用しようとするボスニア、コソボ、モンテネグロといった域外の小国による一方的ユーロ化 (euroization) の動きであり、このような動きに対するヨーロッパ中央銀行 (ECB) の警戒である。

ところで、そもそもいかなる通貨を自国内で法貨とするかは、主権に基づく決定であり、他国はそれに干渉できない。国際通貨基金 (IMF) のメンバー国の中には、自国通貨を持たず IMF 勘定との関係では他国の通貨を自国通貨としている小さな国も多数ある。また歴史的には、かつて英国や米国でも、通貨発行国の同意を得ることなく、特定の外国通貨に法貨としての地位を認めたことがある。たとえば、1806年米国議会は、イギリス、ポルトガル、フランスおよびスペインの金貨および銀貨を米国で通用するもの (current money) と宣言している。もっともこれは、その後 1857年に外国の金貨・銀貨は金銭債務弁済のための法定通貨ではないとする法律によって廃棄されたが、自国内での外国通貨の使用を禁止できた根拠もやはり領域主権であった⁽³³⁾。また、為替管理により自国通貨の海外持ち出しを禁止する国もあるが、この規制に違反して持ち出された通貨は依然として発行国の有効な通貨であり、その通貨が海外で取引されることに対して、通貨発行国の主権は及びえない。米ドルについても、たとえば、エクアドル、エルサルバドル、パナマのようにドルを自国通貨とする国のほか、他のラテン・アメリカ諸国でも米ドルを色々な形で自国通貨と同様に利用するいわゆる dollarization 現象が進んでいるが、それへの米国の態度は黙認である。

もっとも、ユーロ圏を含め自国通貨が国際的交換性を有する主要国の場合には、すでに為替の自由が確立され、取引における自国通貨原則がなくなっている結果、自国通貨ではないたとえばドル表示の金融資産を市民が同時に有することは常態となっている。また、主要通貨国でなくても、外国への資金移動が比較的自由に認められている場合に、いわゆる海外への資本逃避 (capital flight) が起これば、やはり同じ状態となる。このような現象は、日用品がドルで売買

され、給料がドルで支払われるときほど直截的ではないが、これは financial dollarization と呼べるものであり、今日の世界ではドル化等の概念自体がきわめて相対的なものとなっているのである。

しかしながら、ユーロの場合には、EUメンバー国に対しては通貨連合に加わる際の厳しい資格要件が設定されており、ECBには物価の安定という目的に向けた通貨金融政策の運用が委ねられている。ところが、もしもユーロを一方的に「本国通貨」として採用する国が域外から現れれば、その国は結果としてユーロの流動性の操作と拡大に一方的に関与することになる。したがって、ユーロが域外においても自由に入手できるということと、それが国家による経済運営の基本的な通貨単位として利用されることとの間には、ECBによる流動性の管理への影響において質的な違いがあるというのがECBの見解である。そして、協定を経ない一方的な euroization に対してECBは守りの態度をとり続けている⁽³⁴⁾。これまでのところ、ユーロを利用している国はきわめて小国であるため、ECBによるユーロの運用に実質的弊害は生じていないと思われる⁽³⁵⁾。しかし、一方的利用国の経済的規模が大きく、ECBによる通貨政策遂行への障害となって実害を及ぼすような事態が生じたときは、その証明はきわめて困難であるとしても、すくなくとも国際法上の不法行為が成立する場合が理論的には考えられよう。

9 通貨法問題と区別すべき管轄権論議の進展

通貨法上の本国通貨原則や名目主義等のかつての公的規律は、各国における通貨の本質的役割にかかわるものであり、国内において私人間の契約の自由を直接制約した。しかし、このほかにも、国家は、契約の履行や資金の移動の段階においても、一定の政策的見地から規制を加えることが多い。それらは、国際私法で外国強行法規の特別連結問題の対象として論じられるものであり、外為規制を含む金融的規制や、資金の移動に対する制約がそれである。最近では、テロ資金の流れを抑えるために制定された米国の愛国者法 (Patriot Act) が⁵、内外の銀行預金等の金融資産の凍結や没収を認めているが、その対象は、本国通貨であるドル以外の資金にまで及んでいる⁽³⁶⁾。経済活動のグローバル化に

伴って、効果理論に基づき域外へ規制を及ぼす場合は増えており、同一事項について複数の国家がそれぞれ管轄権限を主張しあうことも起こりうる。経済分野では政策面での国家間の調整がますます必要になることは必至である⁽³⁷⁾。

ところで、国際法協会 (ILA) の国際通貨法委員会 (MOCOMILA) では、通貨の処遇に関する伝統的な概念や原理 (legal tender, nominalism, national currency rule など) の今日における意義を考え、通貨法の現在の位置づけを確認するために、日本銀行の協力を得て2004年4月1日に日銀で「東京国際通貨法セミナー」を開催した。そして、メンバーであるニューヨーク連銀、ヨーロッパ中央銀行、国際決済銀行の法律顧問やこの分野で活躍する研究者、実務家等の報告を受けた。しかし、そこでも、もはや機能を失った自国通貨原則や名目主義などを離れ、金銭債務の履行や金融分野における各国の行政的規律の姿に関心が集まり、それを正当化する国家の規制権の範囲という問題に議論が集中した。昔日の通貨法の衰退が象徴的であったといえる⁽³⁸⁾⁽³⁹⁾。

しかしながら、これらの管轄権 (jurisdiction) 問題は、たまたま通貨の使用や資金の移動に関係するとはいえ、たとえば国家が親会社を通じて海外にある子会社に対して輸出入禁制品の扱いを禁ずる処分をするような場合と同列の問題であって、通貨の本質的役割に直接かかわるものではないから、かつての通貨法に取って代わるわけではない。したがって、これらの内容を通貨法と呼び始めることは概念の無限拡大を招くだけで意味はない。

10 むすび：将来への展望

国際流通性を有し自由に交換可能な主要通貨国においては、通貨発行国が与える自国通貨の定義が原則として普遍性を有し続けていることを除き、かつての通貨法的規律はもはや機能していない。そして、現在では金銭債権は *lex contractus* の世界での処遇に委ねられ、主要国通貨は、証券や商品と同列にコモディティ化する現象すら引き起こしている。かつて通貨法の中核にあった名目主義や自国通貨原則は、国家間の経済交流が貿易中心でガットと合い携えて固定為替相場制が機能しえた時代のものであり、領域主権に基づく国家単位での経済運営が可能であった頃のものである。したがって、1970年代に入って経

経済活動のグローバル化が急速に進展を始めると、市場の力が変動相場制への移行を促し、国家単位の通貨法を無力とする事実上の規制撤廃 (*de facto* deregulation) を実現させたのは、いずれにしても避けえない過程であったかと思われる。今日のように経済活動がグローバル化した相互浸透の世界においては、国単位での通貨法的規制の復活はもはや意味をもちえない状況となっているのである⁽⁴⁰⁾。

国家間の経済交流の中心が貿易であった頃は、金融市場は外為取引も含め貿易市場の補完的市場であった。しかしながら、国際的経済交流における重心が、貿易から直接投資へと移行し、また特に変動相場制のもとで進んだ資本取引の隆盛は、貿易市場から独立した国際金融市場を成立させ、それは通貨市場と資本市場によって構成されるに至っている。債券と株式およびその先物、デリバティブの資本市場は、すでに発行においても流通においても国家主権の及ばない自由な世界市場に近い。もちろん、ミクロ的には、たとえば金融商品の取扱業者規制や金融商品の一般消費者保護規制がローカルなレベルでは存在する。しかし、日本の適格機関投資家よりも一般的により広い定義をもつ先進国のプロの投資家については、先進国はそれぞれの自国法による規制をすではずしている。たとえば、1960年代初めからドルの先行き不安の一般的認識の広まりにつれて、米国へ戻ることなく主としてヨーロッパに滞留し始めたユーロ・달러を中心にロンドンで発展した国際金融資本市場は、その後ユーロ円等を総括してユーロ・マーケットという名称で知られてきたが、これはいずれの国家の管轄権行使の対象ともされないグローバルな横串の市場であり、そこではプロの世界での民間の自主規律が存在感を強めている。

ところで、経済活動のグローバル化にともない、国別の規制が撤廃される現象は経済活動のあらゆる分野に及んでいるが、その流れと並行して、たとえば、世界貿易機関 (WTO) では、競争政策、社会政策分野においてすら、グローバル・ルールの確立が論じられており、公共秩序が、国家単位のものから世界共通の公共財へとシフトする流れは強い⁽⁴¹⁾。そして、国際金融資本市場では、管轄権という主権国家を基軸とする縦割り秩序のもとでの概念を乗り越えて、民間の自主規制が新しい秩序構築の役割を担い始めているのである。今後の金融

資本市場の秩序は、前項でみたような管轄権の衝突を起こしうる通貨や金銭債権の処理に絡む問題をもグローバルな共通ルールに吸収する方向で、これまでの国家単位の通貨法とは全く異なった形で模索されることになるだろう。

他方、通貨主権の移譲により、ユーロ圏では、少なくとも域内の取引においては予期せぬ為替レート変動のリスクから解放されたコスモスが誕生したが、東アジア通貨単位創出の検討も語られ始めており⁽⁴²⁾、為替制度自体を少数の主要通貨を中心としたバスケット的処理に移行する国も増える形勢にある。このような流れは、混乱をも伴った20世紀後半における試行錯誤を経て、国境を超えて安定した価値の共通尺度が、これまでとは異なった形でいずれ出現してくることに希望を抱かせる⁽⁴³⁾。

- (1) *Multiservice Bookbinding Ltd. and Others v. Marden*, [1978]2 All E. R. 489 (Ch. D., 1977).
- (2) *Miliangos v. George Frank (Textiles) Ltd.*, [1976] AC 443 (HL).
- (3) Miliangos 判決については、元永和彦「国際的な相殺に関する諸問題 (四)」法学協会雑誌 113 巻 8 号 57, 61 頁 (1996)、また、米国でもこのコモン・ローの伝統が変化していった状況につき、同「国際的な相殺に関する諸問題 (六)」法学協会雑誌 113 巻 10 号 4-6 頁 (1996)。
- (4) 日本の最高裁判決(最三小判昭 50・7・15 民集 29 巻 6 号 1029 頁, 金法 765 号 3 頁)は、外貨請求に対して邦貨で代用支払することを認める民法 403 条を拡張的に解釈して、債権者側からも邦貨による代用請求ができるとしたが、評判が悪い。しかし、この事件は、沖縄返還前後に起こったもので、ドルと日本円との交換比率が一ドル 360 円であった固定相場から変動相場へと、ドルにとって急速に不利になりつつあった頃の事件である。そして、最高裁は、代用支払の際の交換レートの基準日は現実の支払いの日であるとしつつ、邦貨で代用請求する場合の交換レートの基準となる日は、現実には邦貨での代用請求をした日でもまた現実の支払の日でもなく、事実審の口頭弁論終結の日であるとして、考えうる三つの基準日の中間点を選んだのである。これは、琉球銀行が有していた日本本土側の連帯保証人に対するドル債権が時の経過とともに大きな目減りを強いられ続けるというきわめて異常な状況下で、中間点を選ぶことにより衡平の達成をねらったものとみることができ、通貨制度の激変下での上記英国判決の対応に似た姿勢が窺える。元永和彦「国際的な相殺に関する諸問題 (五)」法学協会雑誌 113 巻 9 号 47, 48 頁 (1996) も、この判

決の一般論としての妥当性には疑問を抱きつつ、固定相場制の崩壊という予期せぬ余波を受けた取引関係の特殊事情を考慮すれば、本件の結論は妥当であったと評価する。なお、高桑昭『国際取引における私法の統一と国際私法』205頁の注63(有斐閣, 2005)も参照。

- (5) Vaughan Black, *Foreign Currency Obligations in Private International Law*, COLLECTED COURSES OF THE HAGUE ACADEMY OF INTERNATIONAL LAW 2003, V. 302:9-195 (2004).
- (6) 米国の有名な Legal Tender Cases : *Knox v. Lee; Parker v. Davis*, 79 U. S. 457; 20 L. Ed. 287 (1870) では、何を法定通貨にするかは、連邦憲法 (Art. 1, Sec. 1) が通貨の価値を規律する権限を議会に委ねているのでその決定によるとして、南北戦争中に発行された不兌換紙幣により、その発行以前から存在していた金銭債務を弁済することを認める法律を合憲とした。
- (7) 実方正雄『金約款論』297-436頁(有斐閣, 1939)参照。
- (8) 48 Stat. L. 113, 31 U. S. C., §§ 462, 463 (1933). この決議の詳細は、実方, 前掲注(7) 389-395頁参照。この決議は、デフレとの闘いにおいてドルを金との関係で41パーセント切り下げた直後に採択されたものであるが、これはデュー・プロセスに基づかない私的財産の侵害にあたりし提起された一連のいわゆる金約款事件で合憲性を認めた5つの連邦最高裁判決につき、同395-416頁参照。また、そこで展開された興味ある説得の論理につき、Seth P. Waxman, *The Physics of Persuasion: Arguing the New Deal*, Yale Law School Occasional Papers, Second Series, No. 5, pp. 22-26 (1999) 参照。
- (9) 実方, 前掲注(7) 553-595, 612-638頁参照。この決議は、1977年その存在意義を失い将来へ向かって撤廃された。なお、元永和彦「国際的な相殺に関する諸問題(五)」法学協会雑誌113巻9号7-26頁(1996)も、各国での名目主義や貨幣価値担保条項をめぐる歴史を詳細に分析している。
- (10) 代用給付権を規定する日本民法403条：これは自国通貨の使用に関わる規律であって領域内でのみ拘束力を持つ公法的規定であり、日本法が契約の準拠法でないときでも、日本国内で請求がなされれば、法廷地法として403条が適用される。同旨・澤木敬郎=道垣内正人『国際私法入門(第五版)』172頁(有斐閣, 2004年)。なお、伝統的見解は、この規定を契約法上の任意規定としてきたが、債務の準拠法が日本法であるときでも、本条の適用は日本で弁済をすべき場合に限定されるとするものもある。もっとも、今日では、このような代用給付権は、為替の自由が確立され、電子的資金移動による勘定決済やネットینگが発達した今日、主要通貨間ではもはやあまり意味をもたない。高桑, 前掲注(4) 187-188, 206-208頁参照。ま

た、元永和彦「国際的な相殺に関する諸問題（四）」法学協会雑誌 113 巻 8 号 75-92 頁（1996）には、民法 403 条の周辺の問題の詳細な分析があり、また、同論文（五）法学協会雑誌 113 巻 9 号 33, 38 頁（1996）では、民法 403 条は日本国内を支払地とする場合のみ属地的に適用される規定であるというのが立法者意思であったこと、そして代用給付権の規定は、自国領域内における邦貨の流通に優越的地位を保證せんとする国家主義的貨幣行政上の要求が反映しているとの実方正雄教授らの見解も紹介されている。また、板谷優「外貨金銭債務の弁済と代用給付権—民法 403 条の抵触法的考察—」日本銀行金融研究所 Discussion Paper No. 2003-J-19, note 13 at p. 3 (accessible through <http://www.imes.boj.or.jp>) は、ドイツの代用給付権規定である BGB 244 条も、自国通貨の優先に重点があると指摘する。この文献は、代用給付権につき国際私法的把握を止揚して公法的処理の適切性を示そうとする有益な論文である。

- (11) 西賢「金銭債権」『国際私法講座(3)』683, 684-686, 691 頁（有斐閣, 1964）参照。
- (12) 日本銀行金融研究所「中央銀行と通貨発行を巡る法制度についての研究会報告書」金融研究 23 号法律特集号（2004）は、国家または中央銀行が通貨発行を独占するにいたった歴史的経緯や、通貨高権の見地から、それに基づく通貨の独占的発行や法貨の意義を詳細に分析している。
- (13) 変動相場制に移行するまでの国際的「通貨法」秩序と、それがいかに揺さぶられるに至ったかにつき、Kazuaki Sono, *The Changing Role of Currency – Toward a Catastrophe or a New System* —, THE JAPANESE ANNUAL OF INTERNATIONAL LAW, No. 38, pp. 85-92, 96-100（1995）参照。また、変動相場制移行以後の各国の通貨法変貌の姿につき、同 pp. 87-89, 95-96 参照。
- (14) 勝本正晃『民法に於ける事情変更の原則』629-683, 特に 643, 657 頁（1926）。
- (15) 日本の最高裁は、昭和 9 年発行の割増金付割引勧業債券の償還請求の事案において、「償還時に貨幣価値が下落していても、償還当時の貨幣で券面額を弁済することにより免責される」として名目主義を適用しているが、最高裁はそこで、別段の「特約のないかぎり」との限定をつけていた（最三小判昭和 36・6・20 民集 15 巻 6 号 1602 頁）。これは、原審である高松高裁が、名目主義を適用する根拠として民法 402 条に言及したためか、その規定の任意法規性に注目して、契約法的次元での別段の特約の可能性に傍論的に言及したのであろう。しかし、たとえば債務の弁済期の額を一定の単位以下は切り捨てるといった類の特約ならともかく、価値維持条項的な意味をもつ特約があったとすれば、昭和 9 年頃の特約としては、国家の経済政策運用をかく乱させる挑戦的な条項として、当時の欧米での流れと同様に公序則

違反を発生させるという通貨法的なシステム論的側面も論じえたかと思われる。

- (16) フランス民法 1895 条は、金銭債務は、弁済期前に貨幣価値に増減があっても契約に定めた金額で弁済すれば足りるとする。日本の大審院は、東京市が第一次大戦前にフランスで発行した公債につき、それがフランス法を準拠法として発行されたことと認定した上で、このフランスの民法規定は弁済期に平価切下げがあった場合にも適用されるとし、東京市がその償還にあたり、償還期前に新貨幣法によって平価が約 5 分の 1 切下げられていたフランで同一額面を償還しようとしたのを支持した。大判昭 9・12・27 民集 13 卷 2386 頁、新聞 3799 号 4 頁。そして、この判決も、前注で紹介した最高裁判決と同様に、「特別ノ約定ナキ限り」との言葉を付け足している。前注の最高裁の事件では、円債務の履行が通貨発行国の日本国内で問題となったのに対して、この大審院の事件は、フラン発行国の外での訴訟であるから、違う要素が加わる。
- (17) Arthur Nussbaum, *Basic Monetary Conceptions in Law*, 35 MICH. L. REV. 865, 893-898 (1937).
- (18) Kazuaki Sono, *Legal Tender: A Notion Associated with Payment*, in CURRENT DEVELOPMENTS IN MONETARY AND FINANCIAL LAW, Vol. 2, IMF 2003.
- (19) 森下哲朗「現代における通貨法の意義—国際的な金銭債務との関係を中心に—」金融法務事情 1715 号 24, 27-28 頁 (2004) 参照。久保田隆「金銭とは何か—マネー固有の法に関する貨幣論—」金融法務事情 1702 号 9, 10-11 頁 (2004) も、マネーの多様化の姿を紹介し「貨幣法の沈黙」を問題とする。
- (20) Michael Gruson, *The Introduction of the Euro and its Implications for Obligations Denominated in Currencies Replaced by the Euro*, 21 FORDHAM INT'L L. J. 65, 78-80 (1997).
- (21) F. A. MANN, THE LEGAL ASPECT OF MONEY p. 272 (5th ed., 1992).
- (22) たとえば、欧州連合条約上での合意に応じてドイツでとられた立法的措置につき、Bernhard Kempen, *First Experiences with the Euro in Germany*, in MARIO GIOVANOLI (ed.), INTERNATIONAL MONETARY LAW: ISSUES FOR THE NEW MILLENNIUM, pp. 181, 183-191 (Oxford U. P., 2000) 参照。
- (23) これら規則の詳細な紹介として、Bertold Wahlig, *European Monetary Law: The Transition to the Euro and the Scope of Lex Monetae*, in MARIO GIOVANOLI (ed.), INTERNATIONAL MONETARY LAW: ISSUES FOR THE NEW MILLENNIUM, pp. 121, 128-136 (Oxford U. P., 2000) 参照。
- (24) 国際私法での議論において、通貨あるいは貨幣の準拠法とか補助準拠法といった表現が使われることがあるが、公法的な法を対象として準拠法という言葉が安易に

使われると混乱を招きやすい。また、複数の関連する法の中からの選択を感じさせるような準拠法という言葉の使用もまぎらわしい。さらに、通貨や貨幣の準拠法といった言葉が使用される場合には、いかなる側面を問題としようとしているのか自体が判然としないことが多い。なお、法例研究会「法例の見直しに関する諸問題(1)―契約・債権譲渡等の準拠法について―」別冊 NBL 80 号 18 頁 (2003) および高桑、前掲注(4) 184 - 186 頁も参照。

- (25) F. A. MANN, 前掲注(2) 273 頁は、この広汎な拘束力を国際慣習法に求める。
- (26) ユーロの発足へ向けて制定された EC 規則の内容に対して、Financial Law Panel というロンドンの専門家グループが、シンガポールや日本等のアジアにおける金融センターでどのような対応がなされるかを見極めるための調査を行い、それに日本側からは大蔵省、日銀、弁護士の名が協力して詳細な検討を行なったが、日本では *lex monetae* が支配するとし、通貨ではない ECU からユーロへの切り換え部分についても、*lex monetae* としてかあるいは国際礼譲に基づくかいずれにせよ、日本の裁判所は EC 規則を適用するであろう可能性が高いとの認識が示されている。Economic and Monetary Union: Continuity of Contracts Outside the European Union - The position under the law of Japan, July 1997 (Financial Law Panel Limited, London).
- (27) 通貨統合までの第二次大戦後のヨーロッパの歴史と現在の ECB を中心としたその姿については、坂田豊光『欧州通貨統合のゆくえーユーロは生き残れるかー』中公新書 (2005) および、日本 EU 学会編『EU 通貨統合』日本 EU 学会年報第 19 号 (有斐閣, 1999) 参照。
- (28) 総合研究開発機構『包括的・横断的法制のグランドデザイン 1』(NIRA 研究報告書 0501 - 1) 187 頁 (2005) 参照。
- (29) Official ECU と private ECU: メンバー国の通貨の加重的平均によるバスケットに基づいて設定された共同体の共通計算単位である ECU は、共同体の通貨当局間の決済手段として使われていたが、それが私人間の取引に使われることは予定されていなかった。しかしながら、民間では、ECU 単位が平均化され安定した通貨の価値を表示するものとして取引で利用されるようになり、ECU で表示された金融資産や ECU 預金、ECU 表示の債券や株式も出現した。すでに現金を使わない観念的な資金決済が主流となっていたので、各国通貨と ECU との換算率が毎日判明している限り、表示単位が現実の通貨である必要はなかったのである。そして、EC の執行機関である委員会 (European Commission) は、このような民間での ECU 利用の動きを抑えなかった (ただし、ドイツだけは価値維持条項の禁止という自国の伝統的な通貨法原則に基づき 1987 年までは国内取引での ECU 条項の利用を認めなかった)。この

民間で取引に利用された価値単位が private ECU と呼ばれるものである。このような状況は、国際的大型融資において、国際通貨基金 (IMF) のメンバー国中央銀行間での計算単位である SDR が利用された場合にも酷似している。しかし、取引当事者が、公的 ECU が制度として廃止されたような場合への備えとして、ECU の内容についてあらかじめ自ら定義を与えておくといった周到な準備をしている場合もありうる。したがって、この点こそ、EC 規則が、公的 ECU とユーロとの切り替え比率を 1 対 1 としながら、契約中で ECU が計算単位として言及されているときは、それを公的 ECU への言及であると「推定」することにした理由である。ECU や SDR のような通貨バスケットを利用した契約的処理については、拙稿「国際通貨制度の変化と対価の表示—国際的取り決めにおける新たな問題点—」ジュリスト 721 号 14-20 頁 (1980) 参照。なお、C. SUNT, LEGAL ASPECTS OF THE ECU (Butterworths, 1989) は、private ECU の活用されている諸局面についての緻密な法的分析の書であり、民間での ECU 利用の幅広い経験の積み重ねがユーロ誕生の基盤となったことをよく伝える。

- ③ New York, 1997 NY S. B. 5049; Illinois, 1997 IL. H. B. 1418; California, 1997 CA A. B. 185. これらの州の法律の内容はほぼ同じであるが、一般債務法への条文付加形式をとったニューヨーク州法の分析と評価について、M. Gruson, 前掲注② 101-107 頁参照。
- ④ INTERNATIONAL LAW ASSOCIATION, REPORT OF THE 68th CONFERENCE, TAIPEI, p. 454 (London, 1998)
- ⑤ たとえば、ユーロ導入後における既存の契約の継続性担保がきわめて重要であったため、EC 規則 1103/97 に至るまでにいかに早期から EC 諸機関がこの問題を検討したかにつき、Bertold Wahlig, 前掲注② 131-136 頁参照。
- ⑥ 外国通貨の自国通貨としての利用状況の詳細については、Francois Gianviti, *Use of a Foreign Currency under the Fund's Articles of Agreement*, 17 May 2002, at <http://www.imf.org/external/np/leg/sem/2002/cdmfl/eng/gianvi.pdf> に依った。
- ⑦ この態度の最近の表明としては、Opinion of the ECB of 1 April 2004 (2003 OJ C 88/18-19, CON/2004/12) 参照。
- ⑧ サンマリノ、バチカンおよびモナコは ECB の承認の下でユーロを使用している。
- ⑨ 後注⑧で紹介の日銀 Discussion Paper 8-12 頁に所収の M. Gruson 報告参照。
- ⑩ 管轄の衝突の場合の調整に関する国際法の現状につき、小寺彰『パラダイム国際法—国際法の基本構成—』99-106 (2004) 参照。もっとも、1960 年代にヨーロッパでの米国の反トラスト法の域外適用が問題となって以来、法の域外適用問題論議の先端を走ってきた独禁法の分野で、国際協力体制の確立へ向けて、相当性の原則

や国際礼让等による効果理論の調整・発展の動きが起こりつつあることにつき、伊永大輔「反トラスト法の域外適用をめぐる法理論の変容—国際的執行と国家管轄権の相剋—」法学政治学論究 64 号 167-200 頁 (2005) 参照。

- ㉞ 曾野和明・神田秀樹「21 世紀における通貨法概念の再構築—東京国際通貨法セミナーの様相—」日本銀行金融研究所 Discussion Paper No. 2004-J-25 (accessible through <http://www.imes.boj.or.jp>) 参照。また、この内容のうち jurisdiction 論議に関係する部分は、2004 年 10 月 9 日開催の金融法学会大会でのシンポジウム「通貨法 (*lex monetae*) 概念とその役割の再検証」用の金融法務事情 1715 号特集資料(2004.8.25) に所収された森下哲朗「現代における通貨法の意義—国際的な金銭債務との関係を中心に—」24, 28-30 頁での分析参照。
- ㉟ 為替取引の自由化が進んだ今日、主要通貨国間ではあまり重要性を持たなくなったが、IMF 協定 8 条 2 項 b 号は、いずれかの加盟国の通貨に関する為替契約で、その加盟国の為替管理に関する規制に違反するものは、いずれの加盟国の領域においても強制力を有しないと規定している。しかしながら、この規定は国家の経済政策に基づく管轄権行使への広範な制約であるとしてしばしば言及され、不評である。しかし、いずれにしても、為替規制は輸出入の規制と同じ性格のものであって、通貨の本来の機能にかかわるものではない。
- ㊱ 齋藤彰「国際的な私法統一の新たな展開—立法的技術革新の視点から—」関西大学法学論集 51 巻 2・3 号 31-67 頁 (2001) は、私法分野においても、国毎に法システムが孤立している現状は究極的には国家を超えた地球標準を確立することによってしか完全な解決を求める道は残されていないとして、そこに至るまでの過渡期として、最近では、たとえば国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL) とハーグ国際私法会議が理念論的対立を超えて協力し、現時点における最善の対応として、統一実質法と準拠法選択規則の両者を組み合わせたハイブリッド型構成による法的処理の統一が試みられるようになり (37-41 頁で独立保証及びスタンドバイ信用状や国際債権譲渡に関する国連条約を例示)、準拠法選択規則が国際的な私法秩序維持においてもはや主役ではなく補充的役割を担う方向への流れが生じていることを指摘する。
- ㊲ 本稿 4 で眺めたように、今日では通貨の存在は観念化され、グローバルな資本市場では、世界の金融機関を結ぶペイメント・システムが稼働している結果、関与するすべての銀行の健全性の確保が国際決済の安定にとって不可欠である。国際金融の安定性維持へ向けた銀行の自己資本比率規制に関するパーゼル合意とその施行も、それとさらに密接に結びつくことになる。有吉章「国際公共財としての国際通貨制度の変遷」フィナンシャル・レビュー 75 号 99, 114 頁 (2005) 参照。また、WTO

の「サービスの貿易に関する一般協定」(GATS協定) 11条2項では、IMFが、WTOと相携えて資本移動の自由規制を加えることにより、通貨金融分野で安定した秩序形成へ向けて規律する一般的権限があることも確認されている。拙稿「国際経済秩序と外国為替—公的規律の弛緩と通貨法の後退—」ジュリスト1254号80, 85-86頁(2003)。

- (42) たとえば、行天豊雄「アジア共通通貨(圏)を構想する」(財)国際通貨研究所 Newsletter No. 1, 2003), 黒田東彦『通貨の興亡—円, ドル, ユーロ, 人民元の行方』157-206頁(中央公論社2005), 経済同友会2005年2月8日提言(「円捨て『共通通貨』を」2005.2.9日経), 総合研究開発機構『ガバナンス改革の総合戦略』(NIRA研究報告書0504)60-61頁(2005)。詳しくは、総合研究開発機構『包括的・横断的法制のグランドデザイン2』(NIRA研究報告書0501-2)329-341頁(2005)参照。なお、NIRAが検討開始を提言する東アジア通貨計算単位は、東アジア自由証券市場創設構想と結びつくものであり、安定した為替レートの定着を求めつつ、円と元とウォンなど東アジア主要通貨によるバスケットを念頭においている。これは為替取引自由の理論的世界では、一種の為替取引上の合意として市場関係者の合意のみで創出できる性格のものである。また、日本政府は、2002年12月以来ASEAN plus 3の非公式セッションで「アジア債券市場育成イニシアティブ」を提案してきたが、2005年5月4日の同財務大臣会議(イスタンブール)で、日本提案により、域内通貨バスケット建て債券の研究開始が合意されている。他方、アジア開発銀行は、2006年から、バスケット方式でアジア通貨の加重平均値を示すアジア通貨単位を設け、それと参加各国の通貨に対するレートの変動を毎日公表する模様である(2005.10.23朝日第1面)。
- (43) 90年代前半には、アフリカのインフレ率は年40パーセント、ラテン・アメリカで年230パーセント、社会主義国から自由経済に移行した諸国で年360パーセント、世界平均で年30パーセントであったのが、現在ではこれらのどの地域の国においても、それが数パーセント以内に萎むに至っているが、この現象の発生を規制廃止と民間経済活動のグローバル化の進展に結びつけ、インフレを過去のものとする仮説も、前IMF経済顧問Rogoff氏により提示されている。Kenneth S. Rogoff, *Disinflation: An Unsung Benefit of Globalization?*, FINANCE & DEVELOPMENT, December 2003 issue, pp.54-55.